



民生委員・児童委員の



ひろば

12

2016
December

— 広げよう 地域に根ざした 思いやり —

特集

新任期のスタートにあたつて

新任委員へのメッセージ

一斉改選を経て、新たな体制での活動がスタートしました。
民児協の仲間とともに、無理のない活動を進めていきましょう。

- 今月のことば
- 平成28年度 地域歳末たすけあい運動の実施について
- 情報室
- らい予防法廃止から20年を迎えて（人権啓発資料紹介）
「ハンセン病と人権」

安心して暮らすことのできる 地域づくりのために



市川一宏

ルーテル学院大学 前学長・教授

民生委員・児童委員の中心的な役割は何でしょうか。それは「受けとめること」、そして「つなぐこと」です。民生委員は、ひとり暮らしおの高齢者や障がい等により孤立しておられる方々等の身近な相談相手となり、見守つてきました。必要な場合には、地域包括支援センターや児童相談所、市区町村行政、社会福祉協議会等の関係機関につなぎました。ぜひ、この役割を認識し、できることから始めていただければと思います。

委員活動では「協働」が大切です。地域にはさまざまな課題を抱えた人びとがいます。課題解決が難しい場合には、社会福祉士等の関係者等、専門職の協働による支援が不可欠です。民生委員が一人で抱え込む必要はありません。

これから福社は、「互いに支
援会、専門機関に期待しています。

民生委員・児童委員の中心的な役割は何でしょうか。それは「受けとめること」、そして「つなぐこと」です。民生委員は、ひとり暮らしおの高齢者や障がい等により孤立しておられる方々等の身近な相談相手となり、見守つてきまし

た。必要な場合には、地域包括支援センターや児童相談所、市区町村行政、社会福祉協議会等の関係機関につなぎました。ぜひ、この役割を認識し、できることから始めていただければと思います。

活動のなかでは、ご苦労もあると思います。皆様がその一員となつている民生委員児童委員協議会は、各委員がそうした悩みを話し合ふとともに、情報交換を行い、互いに支え合う場でもあります。

地域にはさまざまな課題を抱えた人びとがいます。課題解決が難しい場合には、社会福祉士等の関係者等、専門職の協働による支援が不可欠です。民生委員が一人で抱え込む必要はありません。



松原康雄

明治学院大学 学長

児童福祉法は、昭和22年に成立しました。次代を担う子どもたちへの期待が戦後の早い時期の成立をうながしました。この児童福祉法により、民生委員が児童委員に充てられています。

地域社会全体をよく知る民生委員こそ、児童委員にふさわしいと考へられたからです。地域に根差して活動する民生委員だからこそ横断的な支援の仲介ができ、家族を知る存在だからこそ、そこに育つ子どものことも理解できるのです。皆さんの先輩の委員の方々も、子ども・子育てにかかわる有意義な活動の足跡を残されました。子どもや家族の身近な存在となりつづけています。

100年に及ぶ民生委員の活動に感謝申しあげ、新任委員の皆様のご活躍をご期待申しあげます。あわせて新任委員の方々が活躍できる環境整備を行政、社会福祉協議会、専門機関に期待しています。

化することが目的であり、児童委員と主任児童委員が連携して、子どもや家族、関係機関にかかることが期待されています。

現代社会では、家族だけでは子育てを行なうことは困難です。多くの家族は、自ら支援資源に結び付き、仲間を形成しています。それでも皆さん方の寄り添いに癒されるはずです。また、このような結びつきが苦手な家族にとって、地域からの孤立を防ぎ、必要な支援につながる支援を提供する児童委員、主任児童委員の存在は大き

子どもや家族の身近な存在として 児童委員活動への期待